

国家戦略特別区域法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十八条第二項の政令で定める都道府県、市町村又は一部事務組合若しくは広域連合は、兵庫県養父市とすること。（国家戦略特別区域法施行令第二十一条関係）

第二 この政令は、国家戦略特別区域法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年九月一日）から施行すること。（附則関係）